

国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況等に関する報告書(令和6年度)

作成日 令和6年9月30日

最終更新日 令和6年10月3日

記載事項	更新の有無	記載欄
情報基準日	更新あり	令和6年10月1日
国立大学法人名		国立大学法人 長崎大学
法人の長の氏名		永安 武
問い合わせ先		政策企画部政策企画課計画・評価班 電 話：095-819-2020 E-mail：kaikaku@ml.nagasaki-u.ac.jp
URL		http://www.nagasaki-u.ac.jp/

【本報告書に関する経営協議会及び監事等の確認状況】		
記載事項	更新の有無	記載欄
経営協議会による確認	更新あり	<p>【確認及び経緯】</p> <p>経営協議会は、国立大学法人ガバナンス・コードに係る適合状況について、国立大学法人長崎大学が行った適合状況調査結果をもとに、各原則への適合状況と判断する理由や根拠を検証した結果、当法人は各原則にすべて適合していることを確認し、10月3日の第147回経営協議会の審議において了承された。</p>
監事による確認	更新あり	<p>【確認及び経緯】</p> <p>監事は、国立大学法人ガバナンス・コードに係る適合状況について、国立大学法人長崎大学が行った適合状況調査をもとに、各原則への適合状況と判断する理由や根拠を検証した結果、当法人は各原則にすべて適合していることを確認した。</p> <p>確認に当たっては、本学の計画・評価本部で確認された全原則の適合状況等について主に次のような意見を述べ、これに対する対応の説明があった。</p> <p>なお、ガバナンス・コードへの対応については、今後とも形骸化することがないように、規則の制定等の形式的な確認に止まらず、当法人が有する特性を踏まえつつ必要に応じたガバナンス体制の見直しに留意願いたい。</p> <p>【コメント等】</p> <p>1. コード No.1-4②及び2-4-3①の適合状況の概要について、教職協働の実質化を促進し、教育研究活動のより一層の質の向上が求められていることから、将来の法人経営を担う人材として、幅広い実務経験を有する事務職員を育成することは重要であると考え</p>

		<p>る。経営等に関する研修の受講機会の提供等、事務職員に対する長期的な人材育成の取組みを進めてもらいたい。また、事務職員の専門性を高めるための体系的な研修制度やOJTによる人材育成等について、充実させる必要がある。</p> <p>2. コードNo.2-1-3の適合状況の概要について、理事、副学長の「担当部門」については、大学ホームページ上で公表されている。理事の職務及び権限については、「国立大学法人長崎大学基本規則」第13条で「学長の定めるところにより」と規定されているが、規程等は明文化されていない。</p> <p>また、理事の専決の範囲も規程上明確になっていない。</p> <p>学長がリーダーシップを発揮し、機動的な法人経営を行うためには、学内での迅速な意思決定が重要であり、学長を補佐する理事、副学長等の責任・権限等の更なる明確化が望まれる。</p> <p>3. コードNo.4の適合状況の概要について、内部統制システムに係るモニタリング体制を正常に機能させるためには、規則等の制定状況や業務の形式的な確認に止まらず、現場での浸透状況、運用状況を把握する等の取組みを行い、例えば、規則と実態との乖離がある場合等には、迅速に見直し等を行う体制が必要である。</p> <p>【対応】</p> <p>1. 事務職員を、法人経営を担う職を補佐するポスト等へ登用すること、及び当該ポストについた者に多用な啓発の機会を与えることについて、検討を行います。また、事務職員の専門性を高めるための研修等について、今後も実施・検討してまいります。</p> <p>2. 理事・副学長等の責任・権限等を明確化することを検討してまいります。</p> <p>3. 現在運用中の内部統制システムについては、毎年の報告の際に、システムが適切に整備・運用されているのかについても検討し、常に見直しを図ってまいります。</p>
その他の方法による確認		

【国立大学法人ガバナンス・コードの実施状況】

当法人は、運営方針会議を設置していない法人であり、

原則 2-2-1～原則 2-2-3（運営方針会議に関する原則）は適用されず、当該原則に関連する記載を要しない法人である。

当法人は、運営方針会議を設置する法人であり、全ての原則の対象となる法人である。

記載事項	更新の有無	記載欄
ガバナンス・コードの各原則の実施状況		当法人は、各原則をすべて実施しています。
ガバナンス・コードの各原則を実施しない理由又は今後の実施予定等		

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記 載 欄
原則1-1 ビジョン、目標及び戦略を実現するための道筋	更新あり	<p>本学の理念の実現のため、国立大学法人制度に則り、6年間の中期目標期間ごとに、基本的目標及び中期目標を定めている。令和4年4月1日から令和10年3月31日までの第4期中期目標期間における基本的目標は次のとおりであり、同内容は中期目標と併せ本学ホームページ上において公表している。</p> <p>【大学の理念】 長崎大学は、長崎に根づく伝統的文化を継承しつつ、豊かな心を育み、地球の平和を支える科学を創造することによって、社会の調和的発展に貢献する。</p> <p>【大学の基本的目標】 長崎大学は、1857年にオランダ人医師ポンペ・ファン・メールデルフォールトにより行われた日本初の医学伝習を創基とし、戦争被爆による壊滅の体験を経て、1949年各種専門教育機関を糾合し、5学部1研究所から構成される新制大学として再構築された。</p> <p>大学の理念として「出島を介した『勉学の地』としての誇りと『進取の精神』を受け継ぐとともに、宗教や科学における非人道的な負の遺産にも学び、人々が『平和』に共存する世界を実現するという積極的な意志の下に教育・研究を行う。そして、蓄積された『知』を時代や価値観を越えて継承し、人類を愛する豊かな心を育て、未来を拓く新しい科学を創造することによって、地域と国際社会の平和的発展に貢献する。」を掲げ、現在、10学部6研究科1学環3研究所及び長崎大学病院を有する総合大学に発展している。</p> <p>第3期中期目標期間においては、本学の特色である感染症分野での貢献を基軸に、グローバルヘルスに貢献する大学としての役割を加速してきた。熱帯医学・グローバルヘルス研究科を中心として、ロンドン大学衛生・熱帯医学大学院との連携で推進する卓越大学院プログラム「世界を動かすグローバルヘルス人材育成プログラム（平成30年度採択）」の実施やBSL-4実験施設の竣工（令和3年度）はその例である。</p> <p>第4期中期目標期間においては、グローバルヘルスに貢献する大学から、地球の健康、すなわち、プラネタリーヘルスに貢献する大学へと進化する。21世紀になり、人間の活動に起因する、気候変動、食糧危機、生物多様性の減少、環境汚染、貧困、格差、パンデミックなどが益々深刻化している。これら現代の地域・環境が抱える諸課題は地球規模で重層化、多様化しており、これらが人間の福利や健康に影響を及ぼすことも明らかになってきている。長崎大学は、人類と地球の抱える多様で相互に関連する問題群の解決に向けて、学際的にその知を結集・創造し、国内外の諸機関等との連携をはかりつつ、プラネタリーヘルスの実現に貢献する世界的“プラネタリーヘルス”教育研究拠点となる。</p> <p>【中期目標及び中期計画】 基本的目標に基づき、中期目標を達成するための具体的な戦略となる中期計画を6年毎に策定し公表している。</p> <p>これらの基本的目標、中期目標及び中期計画の策定に当たっては、教職員だけではなく経営協議会学外委員からの意見も取り入れており、長崎大学では第4期中期目標期間において、総合大学としての多様な取組の中に次の2つの独自目標を掲げている。</p>

		<p>○学内・国内・海外での研究連携を強化し、長崎大学の強みである熱帯医学、感染症、放射線医療科学、核兵器廃絶、各研究分野の更なる強化を目指す。</p> <p>○長崎大学が従来から強みとし、かつ世界で共有される課題を内包する各分野の研究教育活動を、プラネタリーヘルスの特徴である地球規模の環境課題と人間の福利・社会との相互の関連を重視した分野横断的・超学的連携の要素を取り込むことにより強化・推進し、各領域における国内外のネットワークの先駆的あるいは中核的役割を担うことを目指す。</p> <p>また、施策の実現に向けて、「Nagasaki University ACTION PLAN 2024」を策定・公表している。</p> <p>■長崎大学ホームページ-「長崎大学の理念・基本的目標」 http://www.nagasaki-u.ac.jp/ja/about/philosophy/university/index.html</p> <p>■長崎大学ホームページ-「中期目標・中期計画」 https://www.nagasaki-u.ac.jp/ja/guidance/disclosure/check/plan_evaluation/plan/</p> <p>■長崎大学ホームページ-「長崎大学アクションプラン」 https://www.nagasaki-u.ac.jp/ja/guidance/philosophy/actionplan/file/actionplan.pdf</p>
<p>補充原則 1-2④ 目標・戦略の進捗状況と検証結果及びそれを基に改善に反映させた結果等</p>	<p>更新あり</p>	<p>本学が掲げる第4期中期目標・中期計画を達成するため、同計画ごとに設定した評価指標における年度ごとのロードマップを策定し、自己点検・評価を行っている。改善が必要と判断された場合は、改善の進捗状況及び今後の対応等について報告書に記載し、自己点検・評価結果とあわせて、本学ホームページ上で公表している。また、学校教育法第109条第1項に基づき長崎大学独自の自己点検・評価を実施した報告書を本学ホームページ上で公表している。過去の大学機関別認証評価や国立大学法人評価の結果についても、本学ホームページ上で公表している。</p> <p>■長崎大学ホームページ-「自己点検・評価及び第三者評価」 https://www.nagasaki-u.ac.jp/ja/guidance/disclosure/check/plan_evaluation/check/</p>
<p>補充原則 1-3 ⑥(1) 経営及び教学運営双方に係る各組織等の権限と責任の体制</p>		<p>本学における経営及び教学運営双方に係る各組織等の権限と責任の体制については、以下のとおり定めるとともに、各組織の審議事項等を規定した規則、本学のガバナンス体制、学長をはじめとする法人経営を担う役員等の氏名・担当分野等を本学ホームページ上で公表している。</p> <p>【学長の職務及び権限】 国立大学法人長崎大学基本規則第12条 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督するとともに、本法人を代表し、その業務を総理する。</p> <p>【理事の職務及び権限】 国立大学法人長崎大学基本規則第13条 理事は、学長の定めるところにより、学長を補佐して本法人の業務を掌理し、学長に事故があるときはその職務を代理し、学長が欠員のときはその職務を行う。</p> <p>【執行役員の職務及び権限】 国立大学法人長崎大学基本規則第23条の2 執行役員は、学長の定めるところにより、特定の業務を統括する。</p> <p>【副学長の職務及び権限】 国立大学法人長崎大学基本規則第24条 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。</p> <p>■長崎大学規則集-「第1編 管理及び運営」 https://www1.g-reiki.net/nagasaki-u/reiki_taikei/r_taikei_01.html</p>

		<p>■長崎大学ホームページ-「本学のガバナンス体制について」 http://www.nagasaki-u.ac.jp/ja/about/guidance/governance/index.html</p> <p>■長崎大学ホームページ-「役員，副学長，学長特別補佐」 http://www.nagasaki-u.ac.jp/ja/about/guidance/director_list/index.html</p>
<p>補充原則 1-3 ⑥(2) 教員・職員の適切な年齢構成の実現，性別・国際性・障がいの有無等の観点でのダイバーシティの確保等を含めた総合的な人事方針</p>	更新あり	<p>長崎大学における人事方針については，本学の理念を踏まえ，大学の先進性及び発展性を強化するため，国内外から有為な人材を幅広く登用し，ダイバーシティを確保するとともに，職員の適切な年齢構成の実現に努めるものとし，「国立大学法人長崎大学における人事の方針」として本学ホームページ上で公表している。</p> <p>なお，この方針に本学では女性教員在籍率として目標値 23% を設定しており，令和 6 年 5 月 1 日現在 26.1% となり目標値を達成している。また，令和 3 年 9 月 1 日より新たに学生・国際担当の女性理事を採用している。</p> <p>■長崎大学ホームページ-「国立大学法人長崎大学における人事の方針」 http://www.nagasaki-u.ac.jp/ja/about/philosophy/images/human_resources.pdf</p>
<p>補充原則 1-3 ⑥(3) 自らの価値を最大化するべく行う活動のために必要な支出額を勘案し，その支出を賄える収入の見通しを含めた中期的な財務計画</p>		<p>本学における中期的な財務計画については，中期目標・中期計画期間における予算計画，収支計画及び資金計画を本学ホームページ上で公表している。</p> <p>■長崎大学ホームページ-「中期目標・中期計画」 https://www.nagasaki-u.ac.jp/ja/guidance/disclosure/check/plan_evaluation/plan/</p> <p>※予算計画・収支計画・資金計画は，中期計画の中に記載している。</p>
<p>補充原則 1-3 ⑥(4) 及び補充原則 4-1 ③ 教育研究の費用及び成果等 (法人の活動状況や資金の使用状況等)</p>	更新あり	<p>本学における教育研究の費用及び成果，活動状況や資金の使用状況等については，本学の活動状況や財務状況を財務諸表，事業報告書として本学ホームページ上で公表している。併せて，BI ツールを活用し，外部資金等に関する情報を視覚的にわかりやすく情報発信している。</p> <p>また，「教員等総覧データベース」を整備し，教員の研究成果を公表している。</p> <p>■長崎大学ホームページ-「国立大学法人長崎大学の財務諸表等の公表について」 http://www.nagasaki-u.ac.jp/ja/about/disclosure/legal/open/index.html</p> <p>■長崎大学ホームページ- IR 公開情報 https://www.nagasaki-u.ac.jp/ja/guidance/disclosure/ir/index.html</p> <p>■長崎大学研究者等総覧データベース https://researchers.ir.nagasaki-u.ac.jp/index.php</p>
<p>補充原則 1-4 ② 法人経営を担いうる人材を計画的に育成するための方針</p>		<p>「国立大学法人長崎大学における経営及び教学運営を担う人材の確保・育成方針」を策定しており，本学の経営を担い得る人材を計画的に育成することとしている。</p> <p>① 理事，経営協議会学内委員及び将来の経営等を担う人材として期待される職員に，経営等に関する研修の受講機会を提供するなどにより，必要な知識の研鑽の機会を設ける。</p> <p>② 将来の経営等を担う人材として期待される職員に，学域長，部局長，センター</p>

		<p>長等を経験させることにより、経営や教育・研究に関する政策判断に必要な能力を育成する。</p> <p>③ 優秀な若手職員に、経営等に関わる職を経験させることにより、中長期的な視点に立って計画的に育成する。</p> <p>これにより、次代の経営等を担い人材として期待される職員を令和2年10月1日から学長補佐として任命し、経営等に関わる職務を経験させている。</p> <p>なお、当該方針は本学ホームページ上で公表している。</p> <p>■長崎大学ホームページ-「国立大学法人長崎大学における経営及び教学運営を担う人材の確保・育成方針」 http://www.nagasaki-u.ac.jp/ja/about/philosophy/images/development_of_human_resources.pdf</p>
<p>原則2-1-3 理事や副学長等の法人の長を補佐するための人材の責任・権限等</p>	<p>更新あり</p>	<p>学長を補佐する人材として理事（総務担当，財務・施設担当，教学担当，研究・戦略企画担当，学生・国際担当，社会共創担当及び広報・基金担当）7名と副学長（学生担当，入試担当，国際交流担当，産学連携担当，広報担当，ダイバーシティ推進担当及び情報・DX推進担当）7名を置き，それぞれの理事や副学長が連携し，学長の業務執行をサポートしている。また，学長特別補佐として感染症研究出島特区担当，BSL-4担当，海外拠点研究担当及びプラネタリーヘルス推進担当の4名を置いている。なお，理事及び副学長については，業務に対する重点ミッション及び達成指標を設定し，その進捗状況を，理事においては1年ごとに役員懇談会にてアクションプランと併せて報告し，副学長については，毎月，学長，関連理事，監事が参加する業務報告会において報告し，所掌の枠を越えた助言や支援を受け，必要に応じて課題等を見直す取り組みを行っている。</p> <p>理事，副学長等の職務・権限については「国立大学法人長崎大学基本規則」で規定し，具体的な責任・権限を定め本学ホームページに掲載するとともに，学長のビジョンを実現するための理事や副学長の主な業務についても本学ホームページ上で公表している。さらに人材の確保，育成については，「国立大学法人長崎大学における経営及び教学運営を担う人材の確保・育成方針」を策定しており，学内外から適任者を確保して長期的な視点に立った育成に取り組むこととしている。</p> <p>■長崎大学規則集-「国立大学法人長崎大学基本規則」 https://www1.g-reiki.net/nagasaki-u/reiki_honbun/x893RG00000001.html</p> <p>■長崎大学ホームページ-「役員，副学長，学長特別補佐」 https://www.nagasaki-u.ac.jp/ja/guidance/overview/director_list/index.html</p> <p>■長崎大学ホームページ-「国立大学法人長崎大学における経営及び教学運営を担う人材の確保・育成方針」 https://www.nagasaki-u.ac.jp/ja/guidance/philosophy/file/development_of_human_resources.pdf</p>

<p>補充原則 2 - 2 - 1 ①</p> <p>【運営方針会議を設置する法人のみ該当】</p> <p>運営方針委員の選任等に当たったの考え方や選任理由</p>		
<p>原則 2 - 3 - 1</p> <p>役員会の議事録</p>	<p>更新あり</p>	<p>役員会は、「長崎大学役員会規則」に基づき、学長及び理事によって構成され、原則月1回開催されて本学の重要事項を審議しており、学長の意思決定を支えている。</p> <p>また、同会議の議長である学長は、役員懇談会を事前に開催し、構成員間での十分な検討・討議を行うとともに、緊急時には臨時役員会を開催するなど、適時かつ迅速な審議が可能な体制を整備している。なお、役員会議事要録は、本学ホームページ上で公表している。</p> <p>■長崎大学役員会規則 https://www1.g-reiki.net/nagasaki-u/reiki_honbun/x893RG00000002.html</p> <p>■長崎大学ホームページ-「役員会-議事要録」 https://www.nagasaki-u.ac.jp/ja/guidance/disclosure/published/conference/director/index.html</p>
<p>原則 2 - 4 - 2</p> <p>外部の経験を有する人材を求める観点及び登用の状況</p>	<p>更新あり</p>	<p>「長崎大学におけるダイバーシティ推進の基本方針」として①ダイバーシティの意識の醸成、②ワークライフシナジーを生み出す環境の整備、③採用・育成・登用における男女共同参画の実現を掲げており、本学全体のダイバーシティを推進している。女性教員在籍率として目標値23%を設定し、令和6年5月1日現在26.1%となり目標値を達成している。また、令和3年9月1日より新たに学生・国際担当の女性理事を採用している。</p> <p>また、「国立大学法人長崎大学における経営及び教学運営を担う人材の確保・育成方針」を策定し、多様な分野における豊富な知識や経験を経営及び教学運営に活用し経営層の厚みを確保するため、外部からの人材を理事として積極的に登用することとし、令和5年10月1日より新たに外部から社会共創担当の理事を採用している。</p> <p>さらに、経営協議会学外委員の選任に当たっては、「長崎大学経営協議会規則第3条第1項第4号に規定する委員の選任に関する基本方針」を策定し、委員の多様性を高め従来の考え方に捉われない経営を実現するため、知見を持つと考えられる領域や出身業界等のバランスを考慮し、令和4年4月に1名の委員の交代を行った。</p> <p>なお、これらの方針及び選任した役員等及びその経歴を本学ホームページ上で公表している。</p> <p>■長崎大学ダイバーシティ推進センターホームページ-「長崎大学におけるダイバーシティ推進の基本方針」 https://www.cdi.nagasaki-u.ac.jp/about/basic_policy/</p> <p>■長崎大学ホームページ-「国立大学法人長崎大学における経営及び教学運営を担う人材の確保・育成方針」</p>

		<p>http://www.nagasaki-u.ac.jp/ja/about/philosophy/images/development_of_human_resources.pdf ■長崎大学ホームページ-「長崎大学経営協議会学外委員の選任に関する基本方針」 https://www.nagasaki-u.ac.jp/ja/guidance/disclosure/published/conference/image/policy20220516.pdf ■長崎大学ホームページ-「役員, 副学長, 学長特別補佐」 http://www.nagasaki-u.ac.jp/ja/about/guidance/director_list/index.html</p>
<p>補充原則 3 - 1 - 1① 経営協議会の外部委員に係る選考方針及び外部委員が役割を果たすための運営方法の工夫</p>	<p>更新あり</p>	<p>経営協議会の学外委員の選任に当たっては、「国立大学法人長崎大学における経営及び教学運営を担う人材の確保・育成方針」及び「長崎大学経営協議会学外委員の選任に関する基本方針」において、選考の方針、構成、人数、選考方法等の基本的な事柄を規定しており、本学 HP 上で公表している。</p> <p>また、学外委員がその役割を十分に果たすための運営上の工夫として、審議及び協議事項の内容を理解した上で実質的な審議及び協議を行う観点から、原則として会議開催の2週間前までに当該資料と要約を学外委員に送付している。さらに、限られた時間を有効活用するため、報告事項の一部は資料配布のみとし、審議及び協議事項に充てる時間を十分に確保する工夫を行っている。</p> <p>■長崎大学規則集-「長崎大学経営協議会規則」 https://www1.g-reiki.net/nagasaki-u/reiki_honbun/x893RG00000004.html ■長崎大学ホームページ-「国立大学法人長崎大学における経営及び教学運営を担う人材の確保・育成方針」 https://www.nagasaki-u.ac.jp/ja/guidance/philosophy/file/development_of_human_resources.pdf ■長崎大学ホームページ-「長崎大学経営協議会学外委員の選任に関する基本方針」 https://www.nagasaki-u.ac.jp/ja/guidance/disclosure/published/conference/image/policy20220516.pdf</p>
<p>補充原則 3 - 3 - 1① 法人の長の選考基準、選考結果、選考過程及び選考理由</p>	<p>更新あり</p>	<p>「長崎大学学長候補者の選考に関する規則」の規定に基づき、学長選考・監察会議は学長に必要とされる資質・能力に関する基準を定め、意向投票を廃止し、同会議の権限と責任において慎重かつ必要な議論を尽くし、候補者に対し面接を実施する等、適正に学長を選考している。</p> <p>また、選考基準となる「求める学長像」を本学ホームページ上で公表し、「長崎大学学長候補者の選考に関する規則」第12条第3項に基づき、学長候補者に関する選考結果、選考過程及び選考理由を本学ホームページ上で公表している。</p> <p>【求める学長像】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 現代社会における大学の役割について優れた見識を持ち、人格が高潔で、長崎大学の改革と発展に情熱を有する者 ○ 総合大学としての長崎大学の将来について、これまでの改革を踏まえた明確なビジョンを有し、その達成に向けてリーダーシップを発揮しうる者 <p>(選考の観点)</p> <p>プラネタリーヘルスの実現に貢献する大学として、以下の観点から選考を行う。</p> <p>1 教育</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会に貢献できる人材を輩出する高度な教育を展開するための戦略を有すること。

		<p>2 研究</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 世界をリードする研究成果を発信する大学にするための戦略を有すること。 <p>3 社会貢献</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域及び国際社会とよりよい社会を共創し、その持続的発展に貢献するための戦略を有すること。 <p>4 運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会の変化を踏まえた本学の将来ビジョンを持ち、大学経営を持続可能とするための人事・財務マネジメント戦略を有すること。 <p>■長崎大学規則集-「長崎大学学長選考・監察会議規則」 https://www1.g-reiki.net/nagasaki-u/reiki_honbun/x893RG00000003.html</p> <p>■長崎大学規則集-「長崎大学学長候補者の選考に関する規則」 https://www1.g-reiki.net/nagasaki-u/reiki_honbun/x893RG00000482.html</p> <p>■長崎大学ホームページ-「学長候補者選考関係」 (求める学長像)(次期学長候補者の決定について) https://www.nagasaki-u.ac.jp/ja/guidance/disclosure/published/selection/index.html</p> <p>■長崎大学ホームページ-「学長選考・監察会議議事要旨」(第72回:学長候補者の選考について) https://www.nagasaki-u.ac.jp/ja/guidance/disclosure/published/conference/selection/file/selection72.pdf</p>
<p>補充原則 3 - 3 - 1③</p> <p>法人の長の再任の可否及び再任を可能とする場合の上限設定の有無</p>	<p>更新あり</p>	<p>学長の任期や再任については、本学の学長選考・監察会議の審議事項としており(「長崎大学学長選考・監察会議規則」第2条第2号及び第3号)、平成31年1月に開催された第46回学長選考会議において「任期4年」、「再任は2年の1回限り」とする旨決定し、同年3月開催の第47回学長選考会議にて「長崎大学学長任期規則」第2条(任期)を改正した。</p> <p>これら学長の任期や再任を可能とする場合の上限を設けた理由は、大学運営は中長期的なビジョンに基づくことが前提であり、また、学長は在任期間中において自らのミッションを踏まえて確実に目標を達成することが必要である点を重視し、6年をスパンとすることが適切であり、その上で、国立大学を取り巻く情勢の変化に対応するとともに当該目標の達成状況等を6年の中間で審査する仕組みとしたためである。このことについては、第46回学長選考会議議事要旨にて本学ホームページ上で公表している。</p> <p>■長崎大学規則集-「長崎大学学長選考・監察会議規則」 https://www1.g-reiki.net/nagasaki-u/reiki_honbun/x893RG00000003.html</p> <p>■長崎大学規則集-「長崎大学学長任期規則」 https://www1.g-reiki.net/nagasaki-u/reiki_honbun/x893RG00000431.html</p> <p>■長崎大学ホームページ-「学長選考・監察会議議事要旨」 (第46回:学長の任期に関する検討結果) https://www.nagasaki-u.ac.jp/ja/guidance/disclosure/published/conference/selection/file/selection46.pdf (第47回:学長の任期に関する検討結果) https://www.nagasaki-u.ac.jp/ja/guidance/disclosure/published/conference/selection/file/selection47.pdf</p>

<p>原則 3-3-2 法人の長の解任を申し出るための手続き</p>		<p>学長の解任については、本学の学長選考・監察会議の審議事項としており（「長崎大学学長選考・監察会議規則」第2条第4号）、「長崎大学学長の解任の申出に関する規則」で、学長選考・監察会議による学長の解任の申出に関し必要な事項を定め、本学ホームページ上で公表している。</p> <p>【解任の申出の要件】</p> <p>(1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。 (2) 職務上の義務違反があるとき。 (3) 職務の執行が適当でないため本学の業務の実績が悪化した場合であって、学長に引き続き職務を行わせることが適当でないと認めるとき。 (4) その他学長たるに適しないとき。</p> <p>■長崎大学規則集-「長崎大学学長選考・監察会議規則」 https://www1.g-reiki.net/nagasaki-u/reiki_honbun/x893RG00000003.html</p> <p>■長崎大学規則集-「長崎大学学長の解任の申出に関する規則」 https://www1.g-reiki.net/nagasaki-u/reiki_honbun/x893RG00000484.html</p>
<p>補充原則 3-3-3② 法人の長の業務執行状況に係る任期途中の評価結果</p>	<p>更新あり</p>	<p>令和5年1月23日に開催された第68回学長選考・監察会議において、「長崎大学学長の業務執行状況の確認に関する基本方針」を定め、学長の任期を踏まえ、在任期間4年目に中間評価として当該年度の1月までに学長の業務執行状況を確認することとした。</p> <p>実施方法については、業務執行状況に関する資料の提出及び口頭による説明を学長に求め、学長との意見交換を通じて業務執行状況を確認し、その結果は本学ホームページで公表することとしている。</p> <p>なお、前学長の業務執行状況の確認結果については公表している。</p> <p>■長崎大学ホームページ-「学長の業務執行状況の確認結果」 （任期：平成29年10月1日～令和2年9月30日まで） https://www.nagasaki-u.ac.jp/ja/guidance/disclosure/published/file/gyoumu20190806-2.pdf</p> <p>■長崎大学ホームページ-「学長の業務執行状況の確認結果」 （任期：令和2年10月1日～令和5年9月30日まで） https://www.nagasaki-u.ac.jp/ja/guidance/disclosure/published/file/gyoumu20220722.pdf</p>
<p>原則 3-3-4 学長選考・監察会議の委員の選任方法・選任理由</p>	<p>更新あり</p>	<p>「長崎大学学長選考・監察会議規則」第3条にて、当該会議の委員を経営協議会学外委員及び教育研究評議会評議員から選出することを定めており、各会議における委員の選考に関する基本方針を制定し、本学ホームページ上で公表している。</p> <p>■長崎大学ホームページ-「経営協議会から選出する学長選考・監察会議委員の選考に関する基本方針」 https://www.nagasaki-u.ac.jp/ja/guidance/disclosure/published/conference/image/policykeieikyoubi.pdf</p> <p>■長崎大学ホームページ-「教育研究評議会から選出する学長選考・監察会議委員の選考に関する基本方針」</p>

		https://www.nagasaki-u.ac.jp/ja/guidance/disclosure/published/conference/image/policykyoikukenkyu.pdf
原則 3-3-5 大学総括理事を置く場合、その検討結果に至った理由	更新あり	<p>長崎大学学長選考・監察会議は、本学が最も経営力を発揮できる体制の在り方を十分に検討するとともに、大学総括理事の設置に関する検討を適宜行うこととしている。</p> <p>なお、令和元年10月開催の同会議においては、当該理事の設置を行うべき積極的な事情が見当たらないとの結論となっているが、今後の検討により当該理事の設置を行う場合は、その検討結果に至った理由を公表予定としている。</p> <p>■長崎大学規則集-「長崎大学学長選考・監察会議規則」 https://www1.g-reiki.net/nagasaki-u/reiki_honbun/x893RG00000003.html</p> <p>■長崎大学ホームページ-「学長選考・監察会議議事要旨」（第51回：大学統括理事の設置に関する検討結果） http://www.nagasaki-u.ac.jp/ja/about/guidance/conference/selection/file/selection51.pdf</p>
基本原則 4 及び 原則 4-2 内部統制の仕組み、運用体制及び見直しの状況	更新あり	<p>本学はその多岐に渡る活動について、多様なステークホルダーからの理解と支持を得ることでその透明性を確保するため、「長崎大学広報ポリシー」に基づき、広報対象者、内容等に応じた広報手法（プレスリリース、本学公式ホームページ、SNS、広報誌、学内外での行事等）を適宜選択することにより、適切に情報を公表している。</p> <p>また、「長崎大学における内部統制に関する規則」に基づき、学長を内部統制推進責任者とした内部統制システムを構築し、学長が指名した理事を同システム推進担当理事とした内部統制委員会を設置している。同委員会では、同システムの改善策等やモニタリング体制について年に1回以上審議を行い、必要に応じて役員会又は教育研究評議会に付議することで、内部統制システム及びリスクの回避・低減、緊急時の迅速な情報伝達・意思決定などを含むリスク管理体制を適切に運用するとともに、継続的にその見直しを図っている。これらの運用体制については、本学ホームページ上で公表している。</p> <p>■長崎大学ホームページ-「長崎大学広報ポリシー」 https://www.nagasaki-u.ac.jp/ja/guidance/kouhou/file/policy.pdf</p> <p>■長崎大学規則集-「長崎大学における内部統制に関する規則」 https://www1.g-reiki.net/nagasaki-u/reiki_honbun/x893RG000000724.html</p> <p>■長崎大学ホームページ-「長崎大学における内部統制について」 https://www.nagasaki-u.ac.jp/ja/guidance/overview/Internal_control/index.html</p>
原則 4-1 法人経営、教育・研究・社会貢献活動に係る様々な情報をわかりやすく公表する工夫	更新あり	<p>本学の多岐に渡る活動について、多様なステークホルダーからの理解と支持を得ることでその透明性を確保するため、「長崎大学広報ポリシー」を策定し、広報対象者、内容等に応じた広報手法（プレスリリース、本学公式ホームページ、SNS、広報誌、学内外での行事等）を適宜選択することにより、適切に情報を公表するとともに、ステークホルダーにわかりやすく公表する工夫を行っている。</p> <p>例えば、本学公式ホームページにおいては「グローバルメニュー」に本学の基本と</p>

		<p>なる事項を、「訪問者別メニュー」に主なステークホルダーごとの入口を設定し、関連する情報、活動内容等を公表している。さらに、本学の活動で特に注目してもらいたい事項等については、「Pick up」「News」「Events」「Research」やSNSにより積極的に発信している。</p> <p>特に重要な取組や成果等については、直接報道機関に説明し社会に発信するため、学長定例記者会見を開催するとともに、その他の取組等についても、随時プレスリリースを行っている。また、事故、事件、懲戒処分等の情報については、社会に対し説明責任を果たすため、記者会見やプレスリリースを行っている。</p> <p>■長崎大学ホームページ-「長崎大学広報ポリシー」 https://www.nagasaki-u.ac.jp/ja/guidance/kouhou/file/policy.pdf</p> <p>■長崎大学ホームページ-「広報」 https://www.nagasaki-u.ac.jp/ja/guidance/kouhou/index.html</p> <p>【参考：SNS アドレス】</p> <p>《X》 https://twitter.com/NU_kouhou</p> <p>《Facebook》 https://www.facebook.com/NU.since.1857/</p> <p>《Instagram》 https://www.instagram.com/nagasakiuniversity/</p> <p>《YouTube》 https://www.youtube.com/user/NagasakiUniv</p>
<p>補充原則 4 - 1 ① 対象に応じた適切な内容・方法による公表の実施状況</p>	<p>更新あり</p>	<p>本学はその多岐に渡る活動について、多様なステークホルダーからの理解と支持を得ることでその透明性を確保するため、「長崎大学広報ポリシー」に基づき、広報対象者、内容等に応じた広報手法（本学公式ホームページ、SNS、広報誌、学内外での行事、報道機関等）を適宜選択することにより、適切に情報を公表している。</p> <p>また、学生の利便性向上を目的に、「重要なお知らせ」や「休講補講連絡」を盛り込んだ、【長崎大学公式アプリ】を令和2年12月に本格導入し、学生等へ情報を提供している。</p> <p>■長崎大学ホームページ-「長崎大学広報ポリシー」 https://www.nagasaki-u.ac.jp/ja/guidance/kouhou/file/policy.pdf</p> <p>■長崎大学ホームページ-「広報」 https://www.nagasaki-u.ac.jp/ja/guidance/kouhou/index.html</p> <p>■長崎大学公式アプリ https://www.nagasaki-u.ac.jp/ja/campuslife/guide/nagasaki-u/index.html</p>
<p>補充原則 4 - 1 ② 学生が享受できた教育成果を示す情報</p>	<p>更新あり</p>	<p>本学は、「学校教育法施行規則」第172条の2及び「教育職員免許法施行規則」第22条の6に基づき、3ポリシー（ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシー）やカリキュラム・ツリー及び進路状況を含めた情報を、本学ホームページ上で公表している。この方針により、本学の卒業・修了者が身につけるべき能力・資質を示しており、学位授与までに、学生等はこの目標に到達することを課している。</p> <p>また、学生の生活状況等については、2年に一度、学生生活調査で学生の満足度を調査し本学ホームページ上で公開している。進路状況については、各部署で調査し、キャリアセンターのホームページで公開している。</p>

		<p>学生等の教育成果については、授業実施期間（ Semester又はクォーター）毎に、授業外学修時間、他学生との協働作業の有無、授業で身についた能力等についての質問項目を含む受講振り返り（旧授業アンケート）を実施しており、その集計結果を教職員及び学生に公開している。さらに、学修状況報告（学生調査）により大学入学後の満足度、経済状況、能力を伸ばす機会の有無等を毎年度調査し、また、卒業生・修了生調査によりどのような教育成果を享受することができたか等を卒業後及び修了後1年目の者については毎年、5年目・10年目の者については4年に1回調査し、これらの集計結果を教職員及び学生に公開している。</p> <p>■長崎大学ホームページ-「教育情報の公表」 https://www.nagasaki-u.ac.jp/ja/guidance/disclosure/published/education/index.html</p> <p>■長崎大学ホームページ-「3つのポリシー」 https://www.nagasaki-u.ac.jp/ja/guidance/disclosure/published/education/policy/policy.html</p> <p>■長崎大学ホームページ-「就職・進路状況」 https://www.career.nagasaki-u.ac.jp/guide/status/</p> <p>■長崎大学ホームページ-「学生生活調査」（学生満足度に関する調査を含む） https://www.nagasaki-u.ac.jp/ja/campuslife/guide/studentlife/index.html</p> <p>■長崎大学ホームページ-「カリキュラム・ツリー」 https://www.nagasaki-u.ac.jp/ja/campuslife/course/curriculumtrees/index.html</p>
--	--	---

<p>法人のガバナンスにかかる法令等に基づく公表事項</p>	<p>本学における下記の法令等に基づく公表事項について、以下のとおり本学ホームページ上で公表している。</p> <p>■独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第22条に規定する情報 長崎大学ホームページ-「法定公開情報」 https://www.nagasaki-u.ac.jp/ja/guidance/disclosure/published/legal/index.html</p> <p>■学校教育法施行規則第172条の2に規定する情報 長崎大学ホームページ-「教育情報の公表」 https://www.nagasaki-u.ac.jp/ja/guidance/disclosure/published/education/index.html</p> <p>■教育職員免許法施行規則第22条の6に規定する情報 長崎大学ホームページ-「教職課程に関する情報」 https://www.nagasaki-u.ac.jp/ja/guidance/disclosure/published/education/teacher/index.html</p> <p>■公文書等の管理に関する法律第13条第2項に規定する情報 長崎大学規則集-「長崎大学法人文書管理規程」 https://www1.g-reiki.net/nagasaki-u/reiki_honbun/x893RG00000609.html</p> <p>■医療法施行規則第7条の2の2及び同規則第7条の3に規定する情報 長崎大学病院ホームページ-「病院長選考について」 http://www.mh.nagasaki-u.ac.jp/kouhou/about/archivement/pdf/jyouhoukoukai/inchousenkou/index.html</p> <p>■医療法施行規則第15条の4第2号に規定する情報 長崎大学病院ホームページ-「安全管理のための指針：長崎大学病院医療安全監査委員会について」 http://www.mh.nagasaki-u.ac.jp/kouhou/about/about/#:~:text=長崎大学病院医療安全監査委員会について</p>
--------------------------------	--